

【募集要項】

奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設 指定管理者募集要項

令和 6 年 1 1 月

奈良市 市民部 スポーツ振興課

奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設の指定管理者募集要項

奈良市では、スポーツでまちづくり・ひとづくりを基本理念とし、スポーツ活動を活性化させることによりまちの活力や魅力を高め、スポーツによりひとを育むことを推進しています。

特に、鴻ノ池運動公園は奈良市のスポーツの拠点といえる公園であり、本募集の対象である鴻ノ池陸上競技場（第 1 種公認）を代表に、奈良市のスポーツ文化の発信地となっています。また、南部生涯スポーツセンター及び柏木球技場・コートにおいても奈良市のスポーツ活動の場として注目を集めています。

これらの施設を活用して、プロスポーツや健康スポーツなどの利用があり、奈良市のスポーツ振興において大きな役割を担っています。

このような施設の設置目的を踏まえ、民間の能力を活用し、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる魅力的な施設運営を目指すとともに、公の施設の管理者として社会的責任も十分果たすことのできる指定管理者を募集します。また、一部の業務について、より利用者満足度の向上に繋げるべく、提案制にて募集を実施します。

1 施設の概要

- (1) 奈良市鴻ノ池球場
- (2) 奈良市中央体育館
- (3) 奈良市中央第二体育館
- (4) 奈良市南部生涯スポーツセンター体育館
- (5) 奈良市鴻ノ池陸上競技場
(主競技場・補助競技場・投てき練習場・多目的広場)
- (6) 奈良市柏木コート
- (7) 奈良市鴻ノ池コート
- (8) 奈良市南部生涯スポーツセンターコート
- (9) 奈良市中央武道場
- (10) 奈良市中央第二武道場
- (11) 奈良市弓道場
- (12) 奈良市柏木球技場
- (13) 奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
- (14) 奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
- (15) 奈良市鴻ノ池相撲場
- (16) 奈良市鴻ノ池スケートボードパーク
- (17) 奈良市鴻ノ池ランニングステーション

※ 詳細については別添「奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設の指定管理業務実施要領」（以下「業務実施要領」という）を参照してください。

2 業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

※ 詳細は、「奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設の指定管理業務仕様書」（以下「業務仕様書」という）及び「業務実施要領」を参照してください。

3 特に提案を求める事項

指定の申請に際しては、本書「8. 指定申請の手続き」にある各提出書類について、記載の必要な各項目の提案を行うこと。また、以下の項目については、本件において特に重視している提案項目であるため、事業計画書において以下の内容に即した提案をし、収支予算書にて個別事業費を記載すること。（（ ）内は事業計画書の項目番号）

(1) 奈良市鴻ノ池陸上競技場インフィールド芝生管理

鴻ノ池陸上競技場（主競技場）のインフィールド芝生エリアについては、年間を通して常緑を保ち、陸上競技・サッカー等においてベストコンディションで使用出来る状態を維持すること。

提案については、現状を把握し、対応策として年次的事業計画や維持水準を分かりやすく記載し、写真等の資料も活用すること。また、申請者が主として管理する同等の指定管理施設において、過去 5 年以内に同様の芝管理業務の実績がある場合は、参考例として提示してください。（再委託にて実施した場合も含む。）

(2) 「管理対象範囲内の樹木・植栽の剪定」及び「公園内清掃活動等対象範囲の清掃・美化促進事業」

体育施設敷地内の除草、樹木・植栽の剪定等の管理業務について、施設利用者に配慮した事業提案をすること。

次に鴻ノ池運動公園の利用は、スポーツ活動での利用者が主体となっている。体育施設利用者だけではなく、広く健康スポーツなどでの利用促進が課題となっている。

別紙「公園内清掃活動等対象範囲」の清掃活動・美化促進の各範囲内において、花壇の設置や定期清掃の実施など、公園の魅力向上に繋がる事業提案をすること。なお、施設や公園の一部を改修する内容についても提案可能とする。

本事業については、必ずしも提案内容での事業実施を厳守するものではなく、指定を受けた後に詳細を市と協議・承認のうえ、事業を展開すること。また、指定期間満了後の撤去等については、市が認める場合は必ずしも必要ではなく、設置されたものに関する所有権は原則として市に帰属する。

なお、現在工事中であるみどりの丘については、工事完了後、管理対象とするため、施設利用者に配慮した除草や剪定、清掃・美化に努めること。管理経費については、令和 8 年度以降に市と別途協議を行い定めることとする。

4 管理の基準

(1) 休場日

- ① 水曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）
- ② 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）
- ③ 12月26日から翌年1月5日まで

(2) 供用時間

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| ① 奈良市鴻ノ池球場 | 午前9時から午後9時まで
※ただし、日曜日の供用時間は午後5時まで |
| ② 奈良市中央体育館 | 午前9時から午後9時まで |
| ③ 奈良市中央第二体育館 | 午前9時から午後9時まで |
| ④ 奈良市南部生涯スポーツセンター
体育館 | 午前9時から午後9時まで |
| ⑤ 奈良市鴻ノ池陸上競技場 | 午前9時から午後9時まで |
| ⑥ 奈良市柏木コート | 午前9時から午後5時まで |
| ⑦ 奈良市鴻ノ池コート | 午前9時から午後5時まで |
| ⑧ 奈良市南部生涯スポーツセンター
コート | 午前9時から午後5時まで |
| ⑨ 奈良市中央武道場 | 午前9時から午後9時まで |
| ⑩ 奈良市中央第二武道場 | 午前9時から午後9時まで |
| ⑪ 奈良市弓道場 | 午前9時から午後9時まで |
| ⑫ 奈良市柏木球技場 | 午前9時から午後9時まで |
| ⑬ 奈良市南部生涯スポーツセンター
球技場 | 午前9時から午後5時まで |
| ⑭ 奈良市南部生涯スポーツセンター
多目的コート | 午前9時から午後5時まで |
| ⑮ 奈良市鴻ノ池相撲場 | 午前9時から午後5時まで |
| ⑯ 奈良市鴻ノ池スケートボードパー
ク | 午前9時から午後9時まで |
| ⑰ 奈良市鴻ノ池ランニングステーシ
ョン | 午前9時から午後9時まで |

(3) 関係法令の遵守

地方自治法（昭和22年法律第67号）、奈良市体育施設条例（昭和60年条例第24号）及び同施行規則（平成20年規則第9号）、奈良市都市公園条例（昭和46年条例第14号）及び同施行規則（昭和46年規則第16号）その他関係法令等を遵守すること。

(4) 情報公開及び個人情報の保護

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）に基づき、必要な措置を講じること。

(5) その他

管理の基準の詳細は、業務仕様書を参照してください。

5 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、指定の期間内であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理運営に要する経費

管理運営に要する費用は、市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

指定管理料の額は、指定管理者が提出した事業計画書、収支予算書を基本として、予算の範囲内において年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに協定で定めます。

また、応募の際は単年度において、次の上限額の範囲内で指定管理料を提案してください。

指定管理料の上限額：年額 255,487千円

※1 施設使用料の帰属：奈良市体育施設条例及び同施行規則に定める施設の使用料については、市の歳入とします。

※2 利用料金制度への移行及び駐車場の有料化を検討しています。導入に際しては、本件指定管理者と協議を行い、変更協定の締結を行う予定です。

7 申請の資格

申請することができるのは、公園内にある奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設の設置目的を理解し、同等規模の公共施設の指定管理業務の請負実績があるなど、本件対象施設を管理運営する能力を有し、指定の期間において安全かつ円滑に管理運営することのできる法人その他の団体とします。

ただし、団体又はその代表者が次の各号に該当する場合は申請することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 奈良市建設工事等入札参加者指名停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、入札参加停止を受けている者

- ③ 令和5年度分の法人市町村民税（法人市町村民税の課税対象以外の団体は、団体の代表者の個人市町村民税）を滞納している者
- ④ 次のいずれかに該当する者（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）に基づく排除措置）
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じ。）
 - イ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - ウ アからイまでに掲げるもの（以下「暴力団等」といいます。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいいます。）を行う法人その他の団体
 - エ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - オ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいいます。）を継続的に有している法人その他の団体

※奈良市長、奈良警察署長、奈良西警察署長及び天理警察署長で締結した奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4月1日発効）に基づき、申請団体が排除措置対象者に該当するか否かを申請団体の所在地を所轄する警察署長に照会しますので、申請に当たっては予めご了承ください。

【複数の団体等が共同体を結成して申請する場合】

共同体を構成する団体等を特定し、共同体の名称及び共同体を代表する団体等を定めるとともに、共同体を構成する全ての団体等及びその代表者が上記の①から④までに該当しないものであること。

8 指定申請の手続

（1）申請に際して提出する書類

奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設の指定管理者の指定を申請する団体は、次に掲げる書類を正本1部及び副本8部提出してください。副本は正本の複写で可とします。また、事業計画書等の記載項目において、各年度の事業実施内容が異なるものについては、年度別の事業内容が分かるよう記載してください。管理期間において共通するものについては、年度別に記載する必要はありません。

また、記載すべき項目において必要に応じて別紙で提出することも可とします。

- ① 奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② 奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設 指定管理者事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設 指定管理料収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付されたもの〕
- ⑤ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（但し、今年度に結成された団体については不要）
- ⑥ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ⑦ 団体の役員名簿（様式第 4 号）
- ⑧ 団体及びその代表者が令和 5 年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ⑨ 団体の代表者（※）が令和 5 年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
（※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役社長等に限ります。奈良支店長や近畿地区支配人等はこれに該当しませんのでご注意ください。）
- ⑩ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者とししない旨の誓約書（様式第 7 号）
- ⑪ 過去 5 年以内において同等規模の施設の指定管理業務を請け負った実績を証する書類
 - 同等規模とは公認を受けた陸上競技場等をいいます。
 - 共同事業体の構成員として受託した業務についても可とします。
 - 実績を確認できる書類（契約書・協定書等、管理施設の資料、事業計画書など）を提出してください。

【複数の団体等が共同体を結成して申請する場合】

④から⑨までの書類は共同体を構成する全ての団体等について提出するとともに、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書（様式第 1 号の 2）及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状（様式第 1 号の 3）を添付してください。

（2）提出の方法

提出書類を奈良市 市民部 スポーツ振興課へ直接提出してください。
郵送・信書便による申請はできません。

（3）申請の受付期間

令和 6 年 1 1 月 1 日（金）から令和 6 年 1 1 月 2 1 日（木）まで

(土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(4) 申請に当たっての注意事項

- ① 申請の際に要する費用は、申請団体の負担とします。
- ② 申請は、1団体につき1件のみとします。共同体を構成する団体等が、単独で又は他の共同体を結成して申請することもできません。
- ③ 申請の際に提出した書類は、返却しません。
- ④ 申請の受付期間の終了後、申請の際に提出した書類の内容の変更は、軽微な誤りの修正を除き、認められません。
- ⑤ 審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ⑥ 申請の際に提出した書類は、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第一項に規定する個人情報を除いて公開する場合があります。
- ⑦ 申請後において、申請資格が喪失する事由が生じた場合及び申請団体の都合により申請を取り消す場合は、申請団体は直ちにその旨を書面で届出してください。
- ⑧ 申請書類に虚偽があった場合や申請団体が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とします。

9 現地説明会の実施

奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設の現地説明会を次のとおり実施します。

実施日	令和6年11月14日(木) 午後1時から
実施場所	奈良市鴻ノ池運動公園 (住所)奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号 鴻ノ池運動公園での説明会終了後、各自南部生涯スポーツセンターへ移動し南部生涯スポーツセンターの現地説明を実施します。
集合場所	奈良市鴻ノ池陸上競技場 大会議室
参加方法	令和6年11月11日(月) 17:00までに奈良市 市民部 スポーツ振興課へ別紙「奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書」(様式第5号)をEメールで提出してください。電話・FAX等での受付はできません。
注意事項	参加人数は、1団体2名までとします。

10 募集に関する質問の受付

この募集要項及び業務仕様書等に関する質問は、次のとおり提出してください。

提出方法	令和6年11月15日(金) 9:00までに奈良市 市民部 スポーツ振興課へ別紙「奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設の指定管理者募集要項等に関する質問票」(様式第6号)をEメールで提出してください。電話・FAX等での質問は受付できません。
回答方法	質問に対する回答は、奈良市ホームページ及びスポーツ振興課窓口

	にて随時公開します。個別に回答は行いません。
--	------------------------

1 1 選定の基準及び方法

(1) 選定の基準

指定の申請を行った団体から、次に定める選定の基準を満たし、最も効果的に当該公の施設の設置の目的を達成することのできる団体を指定管理者の候補者として選定します。

- ① 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること。
- ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 事業計画書の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- ⑤ 本書「3. 提案を求める事項」の重点提案事項について、効果的かつ実現性のある内容であること。

(2) 選定の方法

選定に当たっては、学識経験者等及び市職員で構成される奈良市指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査を行います。なお、書類審査の結果、選定をしないことが適当と認められる団体については、面接審査を行わずに選定しない旨を決定する場合があります。

選定の結果については、指定の申請を行った団体全てに文書で通知するとともに、奈良市ホームページで公開します。

日程は概ね次のとおりです。

書類審査	令和6年11月下旬（予定）
面接審査	令和6年11月下旬（予定）
選 定	令和6年11月下旬（予定）

1 2 指定及び指定後の手続

(1) 指定

指定管理者の候補者を、奈良市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

但し、選定後、指定管理者の候補者に指定管理者として管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は、指定管理者の候補者を指定しない場合があります。

また、指定後であっても、当該指定管理者に管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は、指定を取り消す場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合並びに管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明したことにより指定しなかった場合及び指定を取り消した場合、事業の実施の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 協定の締結

指定後、管理を開始するまでに、奈良市と指定管理者は協議の上、奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設の管理に関する協定を締結します。

1.3 備品等の所有権

指定管理料で購入した備品については、その所有権は奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設に帰属するものとします。

(なお、購入にあたっては事前に担当課と協議してください。)

指定管理料で購入した消耗品については、その所有権は原則として市の所有に属するものとします。

1.4 募集要項等のダウンロード

この募集要項・各種申請様式・奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設の指定管理者業務仕様書その他関係資料については

奈良市ホームページ(<https://www.city.nara.lg.jp/>)からダウンロードすることができます。

1.5 提出先及び問合せ先

奈良市 市民部 スポーツ振興課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

電話 0742-34-4862 (直通)

ファクシミリ 0742-34-4765

Eメール sportsshinko@city.nara.lg.jp